

【宮城県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>特別警報が発表されるまで、受け手側(住民)から「避難しなくてよい」と受け取られないか懸念する。(石巻市)</p>	<p>警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表します。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更ない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視に繋がらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいりますし、その後も、あらゆる機会を通じて周知・広報に努めてまいります。</p>
<p>台風、高潮、津波、暴風等が複合した場合は、それぞれで発表するのか。複合の場合は、ある程度基準を低くすることや名称の考慮も必要ではないか。(塩竈市)</p>	<p>異なる現象が同時期に発生する場合に基準を低く設定すべきとのご意見については、各現象の成因や性質が異なるため、そのような場合の基準を設定することは現在の技術では困難であることを、ご理解ください。 名称については、当面、異なる現象の特別警報を同時期に発表する場合でも、それぞれの現象名を付した名称で特別警報を発表することとし、名称の考慮については今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>自分の身は自分で守ることが重要である。住民等(自助)や町内会・企業等(共助)が特別警報の発表を自ら知ろうとすることや行動すること等の努力義務も法律に明記すべきではないか。(塩竈市)</p>	<p>ご指摘の件は重要ですが、気象業務法は気象業務の「制度」を定めている法律であり、ご指摘のような行動理念を定めてはおりません。 気象庁としてはご指摘の件が重要であると認識しており、報道機関や地方自治体の皆様の協力を得ながら、住民や企業等に対して、特別警報を自ら入手する手段やその適切な利活用の仕方等についての普及を図って参ります。 なお、平成25年6月21日に改正された災害対策基本法により、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進等を内容とする基本理念が定められ、理念に沿って国や住民も災害対策を講じていくこととされたことも踏まえ、普及・啓発に一層力を入れて取り組んでいく所存です。</p>
<p>県には特別警報を市町村へ周知する義務があるが、現行の県総合防災情報システムでは特別警報を自動周知できない。システム改修費について、国で負担願いたい。</p>	<p>特別警報については、甚大な災害に速やかに対応すべく、法律公布後三ヶ月以内に運用を開始することとしており、都道府県及び市町村が行う特別警報の通知や周知の措置は、現行の警報等の防災情報を伝達するシステム等においても対応可能となるよう配慮しています。 このため、特別警報の運用開始にあたっては、現行のシステムを用いる場合でも実施可能と考えていますが、一方で、県や各市町村における警報等の伝達手段の拡充については、今後の課題として、関係省庁とも連携し、その推進に努めてまいります。</p>
<p>現行の津波警報と同じ「高い所で1メートルを超える津波が予想される場合」に変更することを要望する。(石巻市)</p>	<p>特別警報は警報の基準をはるかに上回り、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表するものであり、現行の大津波警報の基準である3m以上の津波を特別警報の対象と考えています。また、警報は重大な災害の起こるおそれがあるときに発表するものであり、決して特別警報が発表されたときのみ命を守る行動を取ればよいというわけではありません。特別警報(大津波警報)とともに、津波警報が発表されたとき、重大な災害が発生し、人命に関わるもので、迅速な避難が必要であることについて、周知・啓発に努めて参ります。</p>

【宮城県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>津波警報レベルの津波においても人的被害が発生する可能性があるにもかかわらず、気象庁では津波警報レベルの津波の高さの程度であれば、「重大な災害」には当たらないと捉えているとの印象を受ける。(石巻市)</p>	<p>津波に限らず、警報は「重大な災害が起こるおそれ」があるときに発表しています。特別警報発表時のみが重大な災害にあたると考えているわけではありません。津波警報レベルの津波であっても、重大な災害が発生し人命に関わるので、迅速な避難が必要であることについて、周知・啓発に努めて参ります。</p>
<p>海岸保全施設等の復旧が完了していないこと、及び地震発生後に来襲する津波に対して避難の要否を予測することは現時点の技術力では困難な現状を踏まえ、石巻市では、「津波警報」発表から避難指示を発令しようとしている。それに対し、受け手側(住民)が「津波警報」では「避難不要」との誤解を受けないか懸念する。(石巻市)</p>	<p>気象庁では、従来から、津波警報から避難が必要な旨を周知してきたところです。石巻市様をはじめ各自治体におかれては、施設等の復旧状況などを踏まえて避難指示等の発令を判断いただきたいと考えています。また、警報であっても、重大な災害が発生し人命に関わるので、気象庁としても警報が軽視されることの無いように、迅速な避難が必要であることについて、周知・啓発に努めて参ります。</p>
<p>上記に関連し、「津波警報」以上を特別警報に位置付けることを要望する。(石巻市)</p>	<p>前述と同じ、現行の大津波警報を特別警報に位置付けることで、周知・広報に努めてまいります。</p>
<p>沿岸部では、津波警報レベルの津波発生で人命が失われる危険性がかなり高いことから、津波警報から「特別警報」として発表する必要があると考える。(塩竈市)</p>	<p>特別警報は警報の基準をはるかに上回り、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに発表するものであり、現行の大津波警報の基準である3m以上の津波を特別警報の対象としています。また警報は重大な災害の起こるおそれがあるときに発表するものであり、決して特別警報が発表されたときのみ命を守る行動を取ればよいというわけではありません。特別警報(大津波警報)とともに、津波警報が発表されたとき、重大な災害が発生し、人命に関わるもので、迅速な避難が必要であることについて、周知・啓発に努めて参ります。</p>
<p>2010年3月に襲来したチリ地震津波で、塩竈市では0.8mの津波高だった。時間帯が干潮で、陸上では被害がなかったが、浅海漁業は大きな被害を受けた。津波注意報であっても、潮位や天候の状況を考慮し発表することも必要であると考え。(塩竈市)</p>	<p>気象庁では、潮位を考慮した沿岸での津波の高さを精度良く予測する技術を現在開発しているところです。将来的には、ご要望のあった潮位を加味した津波の予報・警報が行えるよう、鋭意、技術開発に努めてまいります。</p>